

第1問 答案用紙
(企業法)

素点 25.5 偏差値 60.9

大筋は外に書いた。

問題1 甲会社A取締役会規則には6,000万円以上の金銭借入は取締役会の決議と選任を要し、総資産の20%以内の1,000万円以下の借入は重要性を以て判断を要しない。当該借入は取締役会決議を要する。(362条4項2号)
 かつ、349条4項の規定が、Bが代表取締役としたことのある限り、本件契約の結果は株式会社Aに帰属する。代表取締役は必ずしも株主総会決議による定め甲会社Aに当該定款は定め有知である。295条2項に取締役会議事録の株主総会への提出義務がある。範囲について明文上の規定はなからず、取締役の選任は株主総会の権限と場合、取締役会に代表取締役の監督初見は期待してはならない。取締役会は依然として312条2項3号に規定する代表取締役の選任及び解職、職務執行権限を有する。また、株主総会が行うべき必要事項は、Bが取締役である限り株主総会の召集権限を有し、甲会社Aの唯一の株主である。300条の規定は、Bが決議を行なうに当たっては、以上より、本件契約は甲会社の代表取締役と株主総会との間の代表取締役の選任に係るものである。Bが株主総会決議による選任は問題2 甲会社は、定款に於いて取締役の任期を選任後10年以内に終了する期間とし、任期満了時若しくは中途退任時、(332条2項)、Cは任期6年の改選に於いて任期満了を経過した後も引き続き株主総会に解任された。307条39条2項を適用し、甲会社は損害賠償を請求するに当たっては、339条2項の株主総会決議に基づく委任契約に基づき、契約を正当な理由なく解除した役員が経済的損害を被ったことを示さなければならない。Cは甲会社の役員である。Cの解任に正当な理由がなければ、339条2項を請求することはできない。Bが甲会社の唯一の株主である。BがCの解任の理由を正当とする。Bは、Cが生活上の事由で解任されたことに基づく信頼が喪失したことを理由にCの解任に係る問題は甲会社Aの利益を損うことと主張し、正当な理由を認めない。Bは解任の正当性を主張し、Cの解任に当たっては、必ずしも経済的損失を被らなければならない。312条3号に規定する甲会社Aの解任に於いて損害賠償を請求する。

評	点

第2問 答案用紙
(企業法)

素点 17 偏差値 53.2

問題1 810条1項2号に基づき、本件新設分割において、新設分割後新設分割株式会社であるD社に対し、債務の履行(当該債務の保証として新設分割設立会社と連帯の負担が保証債務の履行を含む)を請求することはできず、新設分割株式会社は、本件新設分割について異議を述べることができない。
810条1項2号の趣旨は、新設分割における残存債権者に対し新設分割株式会社は、重要な事実の分割が行った当初予定していた債権回収の見込みが低下する可能性が認められ、残存債権者の投下資本回収の手段と手元利益を保護することを目的とする。

問1のA, Bも述べて書いて論じて
が耐え

問題2 Aは丙会社の責任に帰する原因で医薬品の混入(化学物質の影響)により、体調悪化を起しているが、丙会社の業務上の過失を原因とする不法行為に発生した債権者である。このAは丙会社の対して損害賠償を請求した。Aは令和4年5月5日において、既に本件新設分割設立会社であるD社の設立登記が完了した(768条1項)の事実を知り、D社に承継した。丙会社に損害賠償の請求は認められず、原則としてAは不法行為の債権者として実質的な原因である丙会社を被告とする訴訟は認められず、既にこの時点で債権者として認められることとして、丙会社の損害賠償請求を認めることはできない。
このAは令和3年5月5日既に債権者として認められ、768条2項の規定を適用し、新設分割会社である丙会社の対して新設分割会社は成立のDに有する財産の価額の限度に損害賠償請求を行うことが認められることになる。
したがってAは丙会社の対して損害賠償の請求は認められる。